

企年連発 1 9 4 号
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

企業年金基金理事長 殿
確定給付企業年金実施事業主 殿
企業型確定拠出年金実施事業主 殿
厚生年金基金理事長 殿

企業年金連合会
理事長 鮫島 正大
(公印省略)

企業年金連合会にご提出いただく書類における押印廃止について

企業年金連合会の事業運営につきましては、平素から格別のご支援とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、厚生労働省が所管する省令のうち、国民や事業者等に対して押印を求めている手続きについて、押印を不要とする趣旨で、令和 2 年 1 2 月 2 5 日付で、押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が公布され、この中で確定給付企業年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則等の改正が行われ、即日施行となり、また、同日付で厚生労働省年金局長通知及び企業年金・個人年金課長通知等が発出されました。

これらを踏まえ、当連合会に受給権者等の方からご提出いただく各種届出書及び、各企業年金からご提出いただく書類については、連合会が発出している通知等の根拠に関わらず、押印を廃止することといたしましたので、お知らせいたします。

また、会員サービスにかかる各種申し込み等に関する書類についても、押印を廃止いたします。

なお、旧様式についても、従来通りご使用いただけます（押印がなくても受理いたします）。

これらに伴い、ホームページに掲載しております各書類の様式については、順次更新してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(お問合せ先)

企業年金連合会 総務部 総務課 総務係

電話：03-5401-8711 FAX：03-5401-8725

メール：somu@pfa.or.jp